

令和 7 年度 第 1 回 兵庫支部評議会 概要報告（速報）

開 催 日	令和 7 年 7 月 11 日 金曜日 15 : 00 ~ 16 : 40
開催場所	ホテル北野プラザ六甲荘
出 席 者	品田評議員（議長）、羽田評議員、田中評議員 谷口評議員、大井評議員、清水評議員 檜原評議員、藤田評議員（順不同）
議 題	（１）令和 6 年度決算報告について （２）令和 6 年度事業報告について （３）令和 7 年度兵庫支部保険者機能強化予算について（変更）
議事概要（主な意見等）	
1. 令和 6 年度決算報告について 【資料 1・資料 2 に基づき事務局より説明】 （学識経験者） ・前期高齢者の医療給付費にかかる財政調整における報酬調整の導入により、国庫補助の一部が廃止され、収入がマイナスになったとあるが具体的にはどういうことか。また、来年度以降はどのような想定をしているか。 （事務局） ・収入である国庫補助金と支出である拠出金はリンクしている。令和 6 年度は報酬調整が導入されたことにより協会けんぽの拠出金が減ったため、その分の国庫補助金も減らされたということである。 ・前期高齢者の財政調整とは、前期高齢者の医療費について保険者間の負担の差を調整するためのものである。拠出金である前期高齢者納付金は、以前は前期高齢者の加入者数に応じて調整されていたが、保険者間のバランスをとるため 3 分の 1 を総報酬で調整するようになった。その結果、総報酬が低い協会けんぽの負担は少なくなり、その分の国庫補助金も減らされたということである。 今後については、前期高齢者の医療費や加入者の年齢割合にもよるが、保険者間の賃金差が縮まらない限りは大きく変わってこないと思われる。 （学識経験者） ・加入者 1 人あたりの保険給付費が増えた理由は、高齢化によるものなのか、その他の理由があるのか。加入者数の増減による影響は少ないと考えられるなか、グラフで示されているような保険給付費の機械的試算の根拠は分析する必要がある。	

(事務局)

- ・保険給付費の機械的試算は、過去の給付費の伸びや賃金上昇率から計算しているものである。

- ・この試算は令和 6 年 12 月の時点での運営委員会の資料である。令和 6 年度の決算の段階で、医療給付費の伸び率は、コロナの特殊要因を除くと 2%を少し超える程度となっている。これから保険料率算定の議論をするにあたって、5 年収支見通しでは、近年の医療給付費の平均は伸び率 3.2%で計算しており、それと比べると令和 6 年度は少し緩やかになっている。ただし医療給付費が伸びていることに変わりはなく、その要因は高齢化や高額薬剤の影響など複数考えられるが、これから精査していく必要がある。

- ・高額薬剤に加えて、高齢者の人口の割合は 2040 年頃まで増え続け、高止まりすると予測されている。それを前提に考えると、医療費は少しずつ増加していくと思われる。

(事業主代表)

- ・準備金残高が年々積み上がっている状態は、なぜ是正されないのか。これだけ積み上がると、例えば国民健康保険など協会以外の財源として使用されないか心配である。

(学識経験者)

- ・確かに「積み上がっているからこれは使える」とされてしまうことは、政権が代われれば可能性は十分ある。今後どのような政治的な動きがあるかは読めないが、経営者や労働者のためにも、大きな変動はできるだけしないようにする必要があるかもしれない。

- ・データとして健康保険組合と比較するのはよいが、協会の平均保険料率以上の健康保険組合数を載せるのであれば、平均保険料率以下の組合数も載せるべきである。客観的に評価してもらうためにも、バイアスをかけるようなことはやめるべきである。

(事務局)

- ・協会けんぽでは保健事業に力を入れており、令和 8 年度は人間ドックに対する補助や若年層の健診費用補助、健診項目の見直し等を行い、280 億円程度をかけて進める予定である。保険料を下げるという議論もあるが、このような事業に保険料を使用し、若い世代から疾病等の予防に力を入れていくことを協会けんぽ全体として推奨していくため、ご理解いただきたい。

2. 令和6年度事業報告について

【資料3に基づき事務局より説明】

(事業主代表)

・サービススタンダードの達成状況について、10営業日以内の支給を100%達成していることは素晴らしいが、過去の平均所要日数から見ると、目標自体を上げるべきではないか。

(事務局)

・令和7年度より10営業日以内の支給に加えて、平均所要日数も7日を遵守することも新たに設定されている。今後さらに日数を短縮できるように、体制の見直し等を含めて進めていきたいと考えている。

(学識経験者)

・レセプトの査定率について、査定した金額が減少することは良いほうにも捉えられるが、実感としてはレセプトの質はどうなっているか。

(事務局)

・再審査という事業は、まず医療機関が正しいレセプトを提出するかどうか、次に診療報酬支払基金が一次審査をどこまでするかによって結果が変わってくる。また、考え方が医療費の適正化なのか、協会けんぽがどれだけ仕事をしたか、なのかにもよる。現状、レセプト点検業務の成果を見るうえでは査定額を見ているものの、ゆくゆくは医療費適正化の面から、違った評価方法に変わっていくかもしれない。

(学識経験者)

・査定が生じた要因自体をなくしたり、防止するための対策や働きかけは行っているのか。

(事務局)

・医療機関に対する働きかけとしては、査定の結果を医療機関に伝えることで改善していただいている。

(学識経験者)

・誤ったレセプトとは事務手続き上の単純な誤りなのか、繰り返し生じるものなのか。

(事務局)

- ・単純な誤りのものは、診療報酬支払基金で発見のうえ是正している。協会けんぽで査定しているものは、機械的には発見できないものや、医学的な判断が必要なものである。
- ・診療報酬支払基金では、AI で振り分けを行い、レセプトの 9 割程度をコンピュータによるチェックで処理している。残りの 1 割程度の医師によって判断が分かれるような難しいレセプトは、協会けんぽで査定を進めることで医療費適正化につながっている。

(学識経験者)

- ・最近では社会保険料が高いという報道をよく目にするが、それが浸透していくと、保険料を下げるべきとの議論が高まるのは仕方ない。やはり現役世代の負担が大きくなっているため、先回りして方策を打ち出していく必要がある。これまでも様々な取り組みにより成果が出ていることは理解できたが、今後も加入者の皆様のモチベーションを高めるような、インセンティブを与える仕掛けが必要ではないか。エビデンスに基づくデータ分析と、それに基づくインセンティブ制度を打ち出して、戦略的に進めていただきたい。

(被保険者代表)

- ・被扶養者の特定健診について、受診状況は事業所へ共有してもらえるのか。

(事務局)

- ・被扶養者の特定健診は 10 数年前までは受診券を直接事業所へ送付し、配付していただいていたが、受診券が届かないという声も多く、受診率も低かった。そのため現在は直接、被保険者の住所へ受診券を送付しており、事業所では対象者の把握や受診率等は把握できない。その先の特定保健指導の情報も同様だが、現状としては対象者の情報をお伝えしていないが、家族の健康もご本人様同様に大事なことで、今後工夫していきたい。

(事業主代表)

- ・商工会としては零細企業が多く、社会保険料の負担が厳しい部分もあるため、保険料率の引き下げについては考えていただきたい。一方で、先送りとなった高額療養費の限度額の引き上げについてはどうなっているのか。

(事務局)

・専門家が集まる委員会のなかで、今年の秋頃までに見直しの方向性をまとめる予定と聞いている。

3. 令和7年度兵庫支部保険者機能強化予算について（変更）

【資料4に基づき事務局より説明】

(学識経験者)

・小学生を対象とした健康教育については面白いと思うが、冊子の内容のイメージが浮かばない。例えば近視が多いことに着目した話であれば、身近なこととして感じられるかもしれない。また、肥満等の話となれば差別を生まないような配慮も必要である。

(事務局)

・食育に関しては、各市町から教育委員会へアプローチして行っており、協会けんぽでは健康教育をテーマとして、あまり難しすぎないように先行支部の事例を踏まえ、工夫して進めていきたい。

(学識経験者)

・健康教育については、皆で支え合っている健康保険制度のありがたみや、その仕組みについても伝えていただきたい。

・事業者健診データ取得については、支部担当者の訪問と外部業者の訪問ではインパクトが違うと思う。データの内容もセンシティブなため、信頼性の部分をどうクリアにしていくかが課題ではないか。また、これまでデータを提供しなかった理由は何故なのか、協会けんぽに対するネガティブな部分など、外部業者だからこそ得やすい情報もあるかもしれないので、そういった機会としてもよいかもしれない。

(事務局)

・初めは小規模な事業として実施する。また、支部担当者も外部業者に同行する予定。手応えがあれば広めていきたい。

特記事項

・次回は令和7年10月に開催予定。